



新上水第 42 号
平成30年 9 月24日

新見市水道事業運営審議会会長 様

新見市長 池 田 一 二 三



諮 問 書

新見市水道事業運営審議会規則により、次のとおり諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 健全な水道事業の運営について
- 2 諮問趣旨 別添のとおり

別添

【諮問趣旨】

本市の水道事業は、平成17年3月の市町合併により、新見市街地を中心とする上水道事業とその周辺部の市域全体に広がる中山間地域を給水区域とする25の簡易水道事業を運営しています。

その運営形態は、上水道事業が地方公営企業法の適用を受け独立採算を基本とした公営企業会計による経理処理を行っているのに対し、簡易水道事業は、同法が適用されない特別会計により会計処理を行っています。

こうした中、平成19年度に国が、簡易水道事業の統合を重点的に推進するため、国庫補助金交付要綱の一部を改正し、統合計画を承認した事業を対象に、平成28年度まで国庫補助事業の継続が可能となりました。

このことにより、本市では平成28年度末までに事業統合をすることにしておりましたが、東日本大震災などの自然災害や他事業の進捗による整備の遅れなどを理由に、平成31年度末までに事業統合が延長できることとなったため、本市においても統合期日を延長することとしています。

また、国は、簡易水道事業等について、特に公営企業会計を適用する必要がある事業であることから、重点事業と位置付け、平成27年度から31年度までを公営企業会計適用の集中取組期間とし、平成32年度から公営企業会計に移行するよう求めています。

このため、本市では、平成31年度末までに簡易水道事業を上水道事業に経営統合するよう準備を進めています。

水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大、少子高齢化による人口減少や節水意識の高揚に起因する使用水量の低下による料金収入の減少など、水道事業は、更なる経営改革の推進が求められています。

市民生活や社会経済活動にとって、欠くことのできない水道の安定供給と、独立採算に基づく経営の健全化を堅持できるよう、水道料金のあり方など、水道事業経営について貴審議会の御意見を求めます。